水野真木子『コミュニティー通訳入門』

——大阪教育図書, 2008年8月, 152pp.——

橋 内 武*

1980年代から日本で働く外国人は急増し、外国人登録者の数が2007年(平成19年)には215万2,923人(全人口の1.69%)に達した。このように日本の社会が以前にも増して多文化・多言語化するにつれて、様々な問題が生じてきている。日本語を解さない人々たちがこの社会で生きていくには、制度の壁や文化の壁もあるが、「言葉の壁」は特に大きい。その壁を越えるには、外国人への日本語学習支援も重要であるが、さまざまな生活場面での通訳サービスが不可欠である。この点に焦点を当てた、コミュニティー通訳に関する包括的な概説書が、日本ではじめて上梓されたことは、大変好ましいことである。平易な文体(です・ます調)を使い、大半の漢字にはルビを付し、写真やイラストも入れている点が目を引く。これは日本人だけでなく、漢字の不得手な外国人をも読者に想定していることの現れである。多言語社会の現実に照らし合わせて考えれば、適切な配慮であると思われる。

著者の水野真木子氏は、金城学院大学文学部教授(通訳教育・コミュニティー通訳)であり、日本通訳翻訳学会理事・日本英語医療通訳協会会長である。会議通訳や法廷通訳などの豊富な経験を積んだ上で、現在大学で

^{*}本学国際教養学部



通訳教育に携わっている。だから、コミュニティ通訳についての入門書を書くには最適の方であったというべきだろう。本書以外の著書には、単著『通訳のジレンマ』(日本図書刊行会)、共著『通訳実践トレイニング』(大阪教育図書)、『司法通訳』(松柏社)、『グローバル時代の通訳』(三修社)がある。

まず、目次を開けてみると、Part 1 在住外国人と「コミュニティー通 訳」と Part 2 各分野の通訳の 2 部構成であることが分かる。そのうち、 前半の第 1 部は本書の総論に当り、つぎの 7 章からなっている。

- Ⅰ. 来日外国人の現状と「言葉の壁|
- Ⅱ. コミュニティー通訳とは
- Ⅲ. コミュニティー通訳者の仕事と意義
- Ⅳ. コミュニティー通訳者の資質と能力
- V. コムイニティー通訳者を使うには
- VI. コミュニティー通訳者のためのトレーニング
- Ⅶ. コミュニティー通訳と手話通訳

後半の第2部は通訳分野別の各論であり、Ⅰ.司法通訳、Ⅱ.医療通訳、

Ⅲ. 学校通訳,Ⅳ. 行政通訳,V. その他の通訳分野の5章が含まれる。以下,多少のコメントも加えながら,本書の内容を紹介していこう。第 1部の第1章では,冒頭に述べたように,外国人登録者が増えていることを指摘している。現在では韓国朝鮮籍の方々(27.6%)よりも,むしろ中国籍の方々(28.2%)の方が多く,以下ブラジル,フィリピン,ペルー,米国という順である。都道県別に人数の多い順に列挙すれば,東京都・愛知・大阪・神奈川・埼玉・千葉・兵庫・静岡・岐阜・茨城の順になる。このように日本の中で暮らす外国人が増加すると,行政・医療・教育・司法の場でコミュニケーション上の齟齬が生じる。このような言葉の問題に対処するのが,コミュニティー通訳である。この分野の先進国では,司法通訳の認定制度(米),翻訳者・通訳者の認定制度(豪),司法・医療・行政の資格認定試験とその合格者の公共サービス通訳全国登録制度(英)などが確立している。だが,日本ではまだコミュニティー通訳には公的な資格認定制度がない。

第2章では、コミュニティー通訳の呼称の問題が取り上げられている。司法通訳のような仕事は「パブリック・サービス通訳」であるとする向きもある。また、評者がかつで読んだオーストラリアの Gentile、Adolfo et al. (1996)は、会議通訳と区別して、仲介通訳(liaison intepreting)という名称を用いていた。著者は第2部で取り上げる通訳の諸分野に「コミュニティー通訳」という総称を与えている。Baker、Mora ed. (1998)の事典も 'communnity interpreting' (pp. 32~37)を採用している。評者の手元にある真田・庄司編『事典・日本の多言語社会』(2005)によれば、「社会生活のさまざまな局面で必要となる双方向の通訳分野の通称」と定義づけられている。その由来は「コミュニティー言語話者が通訳を行ってきた歴史的経緯に」あるというのである。これは通訳の分野・内容というよりもその担い手という観点からの定義づけであり、著者としてはこの点にも触れて

おくべきであっただろう。

要するに、会議通訳とは異なり、コミュニティー通訳には次の5つの特徴があるのだ。すなわち、①地域住民を対象とする、②力関係に差がある、③言葉のレベルや種類がさまざまである、④文化的要素が大きく関わる、⑤基本的人権の保護に直結しているということである。②の力関係とは、例えば、医者と患者、警察官と被疑者、教師と生徒の間の関係をいうのである。おそらく Norman Fairclough の Language and Power で代表される批判的談話分析(critical dicourse analysis)の考え方に由来するのであろうが、もっと踏み込んで「社会的力関係」と書いてもよかったのではないか。⑤の基本的人権とは、言語権または(情報への)アクセス権のことである。このことに絞って書いたのが、水野(2008)である。

第3章では、この種の通訳者の仕事と特徴について述べている。まず、通訳者の形態には、①同時通訳、②逐次通訳、③ウィスパリング通訳、④要約通訳、⑤サイト・トランスレーション、⑥電話通訳があるという。このうち片仮名表現になっているものをわかり易い日本語で表現するならば、ウィスパリング通訳は(耳許での)ささやき通訳、サイト・トランスレーションは原稿訳読ということになる。つぎに、通訳者を使うメリットは何かという問いに答えている。著者によれば、①金銭的・時間的メリット、②情報やサービスへのアクセスの保障、③信頼感の醸成と社会に役立つ人材の育成であるという。そして、「通訳者はどのような状況で使用すべきでしょうか」(p. 22) と問うている。下線橋内。

評者はこの「使用」という表現の含意する通訳者使用人論または通訳者 道具観には抵抗がある。むしろ通訳は「お願い」(依頼) するものだと思 われる。次章の p. 31 でも「通訳者を使った場合」とあるが、「通訳者に 依頼した場合」にしたい。そして、第5章の見出しも気になるところであ る。同じく専門職であっても医師や弁護士を「使う」とは言わないのでは

水野真木子『コミュニティー通訳入門』

ないか。なぜ通訳者は「使う」ものなのだろうか、疑問が残る。同様に、 第2部の各章に出てくる「ユーザー」という語にも引っ掛かりを覚える。 「通訳者を専門職として扱う」(p. 40 など)ならば、「依頼人」の方が好ましいのではないか。

第4章では、コミュニティー通訳者に必要な資質を6つ挙げている。① 高い語学力、②優れた通訳のスキル、③知識と教養、④異文化に対する正 しい認識、⑤倫理に対する理解と遵守、⑥精神のバランスと人生経験であ る。⑤でいう倫理とは通訳倫理のことであり、特に①正確性、②守秘義務、 ③公平性・中立性、④プロフェショナリズムを含む。以上のような通訳者 は、「訓練された」上で任務に就べきであって、①通訳の訓練を受けてい ない人、②通訳倫理についての認識がない人、③文化に対する認識がない 人、④立場上、通訳に適しない人は、その資格なしというべきである。素 人考えで二つの言語が多少できるというだけで頼んだり、引き受けたりす るものではない。かのメルボルン事件は悪名高いものである。

第5章の見出しは、「コミュニティー通訳者を使うには」である。第1節の通訳者を見つけるには、では通訳者の探し方が書いてある。組織的・統一的な登録制度がないため、司法通訳・医療通訳・行政通訳・学校通訳などの各分野に関わる諸機関や国際交流協会が独自に名簿を作成して、それをもとに仕事を依頼しているのが現状であるという。だが、いずれも資格制度があるわけでなく、ボランティアに依存する傾向にある。質の高い通訳者を確保するには、公の資金を投入して訓練すべきことは論を俟たない。第2節では通訳者を介した場合の注意点を列挙している。①通訳者を専門職として扱う、②事前に差し支えのない範囲で情報を提供する、③コミュニケーションのプロセスについて知っておく。④会話を始める前にすべきこと(自己紹介、通訳者の役割の明確化、通訳者の位置)、⑤通訳者を介して会話をする上で気をつけること(9点あり)、⑥通訳業務終了後

のフォローアップである。これらは、著者の豊富な通訳経験から割り出された経験則であろう。

そして、第6章では通訳訓練の仕方が具体的に示されている。①リスニング力の強化、②集中力・記憶力の向上、③メモ取りの技術、④サイト・トランスレーションの技法である。第7章では、手話通訳について述べられている。なぜ手話通訳か。手話通訳が広義のコミュニティー通訳に含まれると考えるからである。手話通訳の場合には、手話通訳士という資格認定制度がある点で制度化が進んでいると言える。だが、これは日本語と日本手話との間での通訳に限られる。だが、著者は日本手話の使えない外国人聴覚障害者のコミュニケーション上の問題と支援には触れていない。今後の課題として残るだろう。

Part 2 では、司法・医療・学校・行政・その他の各分野の通訳について解説している。第1章は司法通訳である。1980年代の来日外国人の増加に伴って、この分野のニーズが高まった。日本の裁判において「国語に通じない者に陳述をさせる場合には通訳人に通訳させなければならない」(刑事訴訟法175条)。そのため、裁判所の研修制度が発足し、各言語別の『法廷通訳ハンドブック』が整備されてきている。だが、海外の先進諸国に比べて問題なのは、通訳人の認定制度がないということである。このような問題点を指摘した上で、①司法通訳に必要な場面と手続きの流れ、②司法通訳の現状、③司法通訳人として登録について、④司法通訳人が守るべき倫理と望ましい行動、⑤司法通訳のユーザーにとっての問題点が、具体的に細かく書かれている。これから実際に通訳人になろうとする者にとっては、ありがたい役に立つ基本的情報が載っている。だが、より詳しく知りたい向きには渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子の『司法通訳 Q&Aで学ぶ通訳現場』(松柏社、2004)などは必見である。

第2章は医療通訳である。この分野は2000年以降に脚光を浴びてきた。

水野真木子『コミュニティー通訳入門』

医療通訳は医師の診断や治療の仲立ちをする面があり、より質の高い通訳者を必要とする。医療過誤につながらないように、専門知識に通じた医療通訳者の養成や認定が望まれるのである。次に著者は、病院業務の流れの中でどのような場面で医療通訳が必要とされるかを明らかにしている。その上で、医療通訳業務の特徴を司法通訳との違いを示しながら解説している。医療通訳者の登録・派遣には、各自治体や国際交流協会が関与している。医療通訳者に求められる行動と倫理(正確さ、守秘義務、中立性、文化に対する認識、プロフェショナリズム)が興味深い例をあげながら述べられている。最後にユーザーにとっての注意点が8つ列挙されている。医療通訳に関する情報は、日本英語医療通訳協会や医療通訳研究会のサイト(p. 121)などが参考になるが、冊子体の形では出回っていない。

第3章では学校通訳を取り上げている。学校通訳の分野は学習支援と未分化なところがあり、「学習支援サポーター」と呼ばれることが多い。評者がかつて留学した英国では、'liaison teacher' と呼ばれていたが、この仕事には諸々の教育支援の仕事(学習指導、カウンセラー的役割、学校と保護者との間の橋渡し、学校関係者への情報提供)が含まれる。つまり、司法通訳や医療通訳に比べて、専門化が著しく遅れている分野である。ややもすると、便利屋的な扱いを受ける心配があるのは、問題であろう。

第4章に至って、行政通訳の扉が開かれる。これは、外国人登録、健康保険・年金・介護保険など行政関係の窓口の業務全てにおいてことばの通じない外国人のために通訳することを指す。この分野はまだ独立した業務として確立されていない。だから、通訳登録制度すらないのが現状であるという。評者の考えでは、行政サービス円滑化のためにも、行政機関自らが地域住民の代表的言語に長けた行政通訳者を用意すべきであると思われる。

最後の第5章では、災害時のボランティア通訳と国際交流のイベント通

国際文化論集 No.39

訳について手短に紹介されている。これらは、そのとき限りの「臨時の仕事」である。前者は阪神淡路大震災の折りには大いに必要とされた。後者の代表例は国際交流協会主催のイベンドであろう。本格的に掘り下げれば、第5章災害通訳、第6章イベント通訳とすることもできただろう。

以上,①司法通訳・②医療通訳・③学校通訳・④行政通訳・⑤その他の通訳という順で要点を述べてきた。①と②は扱われる内容からして専門性が高く,社会的認知を得るようになったのに対して,③と④と⑤はその専門性がまだまだ認知されてないように見える。

著者が「おわりに」で強調している「有能な通訳者が育つためには,養成や認定の制度が必要になるし,能力に見合った報酬を支払うシステムも整備されなければなりません」(p. 151)という主張は,理に適っている。この点を当面する課題として真剣に受け止め,問題解決に向けて国・自治体・各種団体・機関に働きかけていかなければなるまい。

総じて、『コミュニティー通訳入門』は、華やかな会議通訳の影に隠れて、見過されがちであったコミュニティー通訳の全貌を初めて分かり易く明らかにした好著である。その意味で一般読者への啓蒙となると同時に、これから司法通訳・医療通訳・学校通訳・行政通訳などを志したい者には格好の案内書となるだろう。

引用・参考文献

真田信治・庄司博史(2005)『事典 日本の多言語社会』、岩波書店、

水野真木子 (2008) 「言語権の保障としての『コミュニティー通訳』」,『言語』, 第37号第2号 (2月号). pp.68~75.

Baker, Mora ed. (1998) Routledge Encyclopedia of Translation Studies. London: Routledge.

Gentile, Adolfo et al. (1996) *Liaison Interpreting: A Handbook*. Melbourne: Melbourne University Press.